

平成25年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報
 (第2四半期：平成25年7月～9月契約分)

<p>1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等</p> <p>2 監査方法 書類監査</p>	
<p>3 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか ・法令の適用、解釈が適切か、 ・少額随意契約を厳正に実施しているか ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか ・その他問題点はないか 	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価 主要事業については、一般競争で原則実施されていた。 なお、2件、少額による随意契約があったが、これは分収育林及び災害復旧調査業務に係るもので、契約期間の観点から止むを得ないものと認められるものであった。 物品、役務に係る随意契約は、少額又は競争不許に係るもののみとなっていた。</p> <p>(2) 具体的内容 随意契約については、大半を占める少額随意契約は、車両整備・修理、健康診断等料、プロパン等光熱費、ガソリン等油脂類等であった。 また、競争不許の随意契約は、健康診断料、直販の書籍・新聞料、複写機等賃貸借料・保守料等であった。</p>	
<p style="text-align: center;">事項別評価</p>	<p style="text-align: center;">指導状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（7月～9月）における契約については、概ね適切であった。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約となっている。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 特になし。 	